

生食発 0217 第 1 号  
4 輸国 第 5279 号  
令和 5 年 2 月 17 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からニュージーランド向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 NZ-S1「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱」及び別紙 NZ-S2「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、ニュージーランドに輸入される水産食品に係る規定が改正されたことを踏まえ、別紙 NZ-S2 について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 個別衛生要件の変更に係る別添、衛生証明書の発行申請書及び衛生証明書様式の改正

- 2 第三国で加工したニュージーランド向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続を追加
- 3 その他、所要の改正